

愛知県立大学教育福祉学部履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則（平成19年愛知県公立大学法人規則第17号、以下「学則」という。）に基づき、愛知県立大学教育福祉学部（以下「教育福祉学部」という。）における授業科目、単位数、履修方法等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(教育研究目的)

第2条 教育福祉学部では、人間の発達を支援する教育の科学と人間の生活の自立を目指す福祉の科学が協力・連携して「成熟した共生社会」の創造に貢献できるような教育と研究を推進することを目的とする。

- 2 教育発達学科は、次代を担う子どもたちの健やかな発達を阻む様々な問題を科学的にとらえ、その解決の方法を研究する専門教育・研究を行う。とりわけ、人間発達と福祉の視点や多文化共生の視点に立って、地域社会に生きる子どもの発達を支援しうる専門的力量を備えた人材を養成する。
- 3 社会福祉学科は、地域社会における様々な人間（高齢者、児童、障害者、生活困窮者、定住外国人など）の共生と、尊厳を保障された生き方を実現するための教育・研究を行う。特に、人間の自立能力や意欲を高めるための専門的な知識と技術に基づいて支援を行う専門職業人（社会福祉士、精神保健福祉士）や、社会福祉に関わる新たな事業を企画・遂行できる実践的な力量を備えた人材を育成する。

第2章 授業科目及び単位

(授業科目及び単位数等)

第3条 授業科目は、教養教育科目（外国語科目、教養科目、キャリア教育科目及び健康・スポーツ科目）、専門教育科目、免許・資格に関する科目及び学術交流協定大学留学生対象科目とする。

- 2 教養教育科目及び専門教育科目の授業科目及びその単位数並びに履修方法は、それぞれ別表1及び別表2のとおりとする。
- 3 学術交流協定大学留学生対象科目の授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

(卒業単位)

第4条 卒業に必要な単位は、124単位とする。

- 2 授業科目の設置単位を超えて履修することはできない。
- 3 1年間に卒業の要件として履修できる単位数の上限は48単位とする。ただし、教授会が特に認めた場合はこの限りでない。

(単位の計算)

第5条 単位の計算は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、保育実習の単位の換算は、指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（厚生労働省）に従うこととし、ソーシャルワーク実習及び精神保健福祉援助実習の単位の換算は、別に定める。

第3章 履修上の留意点

(外国語科目の取得単位の取扱い)

第6条 外国人留学生等（外国において相当の期間中等教育を受けたもので、日本語科目等の教育が必要であると認められた者を含む。）は、母語を外国語科目として選択した場合、卒業必修単位に算入できない。ただし、特に事由がある場合にはこの限りでない。

(他学科及び他学部開設科目の履修)

第7条 他学科において開設されている専門教育科目の修得単位は、12単位まで卒業単位に算入することができる。

- 2 他学部において開設されている専門教育科目の履修を希望する者は、教授者とその学生が所属する学科の承認を得て、当該科目を履修することができる。その修得単位は、8単位まで卒業必修単位として算入することができる。

(同一科目単位の取扱い)

第8条 既に単位を修得した授業科目は、再度履修をすることはできない。

(外国人留学生の日本語科目等履修特例)

第9条 留学生対象の科目は、外国人留学生等のみが履修し、教養教育科目必修単位に算入することができる。

(早期卒業希望者の履修の特例)

第10条 早期卒業希望者で2年次終了時に第21条第1号から第3号までの条件に該当する者は、3年次に在籍年次を超え、また年間に修得できる単位の上限を超えて科目を履修することができる。

第4章 履修の届出

(履修登録)

第11条 学生は、当該年度に履修する全授業科目名等を所定の期日までに所定の様式により学務課へ履修登録をしなければならない。

- 2 未登録の授業科目については、単位を認定しない。

(履修登録の変更等)

第12条 履修登録の変更は、後期開講後所定の期日までに行うことができる。

- 2 年度始めに履修登録を行わなかった学生は、この期間に限り登録の追加をすることができる。

第5章 試験及び成績評価

(試験)

第13条 試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について、筆記、口述、論文提出等の方法により行う。

2 授業出席時間数が当該授業実施時間数の3分の2に満たない学生には、受験資格を与えない。

3 免許・資格に係る授業科目については、その免許・資格取得に関する規則に授業出席時間数についての特段の定めのある場合、その定めに従うものとする。

(成績評価)

第14条 成績の評価は、前条の試験及び平素の学修状況等を総合して決定する。

2 成績の評価は、S (100点満点で90点以上)・A (80点以上90点未満)・B (70点以上80点未満)・C (60点以上70点未満)・D (60点未満)の5段階で表す。S・A・B・Cを合格として単位を認定し、Dは不合格として単位は認定しない。

3 前項の成績評価に対して、Grade Point (以下「GP」という。)を設定し、履修登録した授業科目のGPの平均値 Grade Point Average (以下「GPA」という。)を算出する。

(1) GPは、Sを4点、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とする。

(2) GPAは、GPと単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

(3) GPA算入対象科目は、所属する学科の履修規程別表にある授業科目とする。

(成績評価に関する問い合わせ)

第14条の2 前条における成績評価に疑義がある場合は、所定の期日までに所定の様式により学務課へ成績評価に関する問い合わせをすることができる。

(追試験)

第15条 病気その他やむを得ない事由によって試験を受けることができなかったために追試験を希望する学生は、所定の用紙に診断書又は理由書を添付して、試験期間満了後1週間以内に学務課に提出しなければならない。

2 前項の事由が正当であると認められる場合は、追試験を受けることができる。

(再試験)

第16条 試験に不合格であった者に対する再試験は、行わない。

(不正行為)

第17条 試験において不正な行為があった学生に対しては、当該学期(通年の授業科目については、当該学年)の全受講科目の履修を無効とする。

(再履修)

第18条 前期又は前年度までに単位を修得できなかった授業科目について、後期又は後年度において再び履修して単位の修得をすることができる。

(卒業論文の提出)

第19条 卒業論文は、卒業学年の所定の期日までに学務課へ提出しなければならない。

(9月卒業)

第20条 9月末日において所定の在学期間を満たし、当該学年の前期の受講科目の履修によって卒業必修単位を修得できる者は、9月に卒業することができる。

2 前項により9月に卒業を希望する者は、所定の期日までに、その旨学務課へ届け出なければならない。

(早期卒業)

第21条 次の各号に規定する条件を全て満たす者は、学則第51条第2項に規定する早期卒業をすることができる。

- (1) 2年次終了時点で、修得した単位（既修得単位等を含む。）が90単位以上である者
- (2) 2年次終了時点で、GPAが3.500以上ある者
- (3) 2年次終了時点で、3年次及び4年次の授業を同時に履修しても単位を修得することができる」と学科が判断し、教授会が認めた者
- (4) 卒業判定時のGPAが3.500以上あり、かつ学科が推薦する者のうち、教授会が認めたもの

第6章 教育職員免許状及び資格等の取得

(免許状等の取得)

第22条 教育福祉学部_に在学することによって教育職員免許、保育士資格、社会福祉士国家試験の受験資格、精神保健福祉士国家試験の受験資格、学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、それぞれの免許・資格に関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

2 日本語教員の修了証を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、日本語教員課程に関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

3 グローバル実践教育プログラムを修了しようとする者は、この規程に定めるもののほか、グローバル実践教育プログラムに関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

第7章 規程の改正等

(規程の改正)

第23条 この規程を改正しようとするときは、教授会において構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の履修規程別表2の規定は、平成22年度の入学生から適用し、平成22年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の履修規程別表2の規定は、平成23年度の入学生から適用し、平成23年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の履修規程は、平成24年度の入学生から適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の履修規程は、平成25年度の入学生から適用し、平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の履修規程は、平成26年度の入学生から適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の履修規程は、平成27年度の入学生から適用し、平成27年3月31日に在

学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

3 平成24年度、平成25年度及び平成26年度の入学生については、前項の規程にかかわらず、別表2社会福祉学科に規定する授業科目のうち、「精神科ソーシャルワーク論」の単位を修得することができる。ただし、修得した単位を別表2社会福祉学科の卒業単位に算入することはできない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、平成28年度の入学生から適用し、平成27年9月30日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表2社会福祉学科に規定する授業科目のうち、「精神保健福祉援助実習指導」の単位数の改正はこの限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、平成28年度の入学生から適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

3 平成26年度及び平成27年度の入学生については、前項の規程にかかわらず、別表2教育発達学科に規定する授業科目のうち、「教育実習指導(小学校)」及び「特別演習」は改正後の設置年次を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、平成29年度の入学生から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

3 第13条及び第14条については、前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、平成30年度の入学生から適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者について

は、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、平成31年度の入学生から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、令和2年度の入学生から適用し、令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、令和3年度の入学生から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、令和4年度の入学生から適用し、令和4年3月31日に在学するものについては、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をしたものについては、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表1 教養教育科目

科目群	科目名	設置年次および単位				必修単位	
		I	II	III	IV		
APU教養 コア科目	多文化社会への招待	2				2	
	データサイエンスへの招待	2				2	
APU教養連携科目	グローバル社会の諸問題		2			※1	
世界を 理解する	多文化理解		2		2	12 (1言語8単位 と他の1言語 4単位あるい は1言語12単 位) ※2、※3	
	多文化社会とコミュニケーション		2		2		
	Global Vision Talks		2		2		
	言語コミュニケーションと多様性		2		2		
	Japan's Interactions with Other Cultures		2		2		
	Japan Seen from Outside		2		2		
	原語で読む名著		2		2		
	英語 I	4					4
	英語 II		4				4
	ポルトガル語 I	4					4
	ポルトガル語 II		4				4
	フランス語 I	4					4
	フランス語 II		4				4
	スペイン語 I	4					4
	スペイン語 II		4				4
	ドイツ語 I	4					4
ドイツ語 II		4			4		
中国語 I	4				4		
中国語 II		4			4		
ロシア語 I	4				4		
ロシア語 II		4			4		
韓国朝鮮語 I	4				4		
韓国朝鮮語 II		4			4		
日本語 I (留学生対象)	4				4		
日本語 II (留学生対象)		4			4		
教養外国語ショートプログラム		2			2		
外国語セミナー	Intercultural Seminars in English (英語セミナー)		4			4	
	Seminários interculturais em português (ポルトガル語セミナー)		4			4	
	Séminaires interculturels en français(フランス語セミナー)		2			2	
	Seminarios interculturales en español(スペイン語セミナー)		2			2	
	Interkulturelle Seminare Deutsch(ドイツ語セミナー)		2			2	
	跨文化汉语研讨班(中国語セミナー)		2			2	
APU教養連携科目	エリアスタディーズ総論		2		2	※1	
地域を 掘り下げる	フィールドで学ぶ社会		2		2	2	
	愛知の文化遺産		2		2		
	愛知の産業		2		2		
	東海地方と日本文学		2		2		
	日本の歴史と文化		2		2		
	アジアの歴史と文化		2		2		
	ヨーロッパの歴史と文化		2		2		
	北アメリカの歴史と文化		2		2		
	中南米の歴史と文化		2		2		
	アフリカの歴史と文化		2		2		
APU教養連携科目	ものづくりの現状と課題		2		2	※1	
社会に 生きる	現代社会		2		2	2 ※4	
	日本国憲法		2		2		
	法学入門		2		2		
	政治学入門		2		2		
	経済学入門		2		2		
	社会福祉入門		2		2		
	比較文化社会		4		4		
	社会学入門		2		2		
	現代社会の諸問題		2		2		
	高度情報社会の理解		2		2		
	地域社会とキャリア構想		2		2		
	キャリア実践		2		2		
	日本語表現法		2		2		
	インターンシップ実践			2	2		
キャリア展望—生き抜く力—			2	2			
APU教養連携科目	いのちと防災の科学		2		2	※1	
自然科学	教養のための科学		2		2	2	
	現代物理学		2		2		
	地球の科学		2		2		
	生活の中の化学		2		2		
	生命の科学		2		2		
	環境の科学		2		2		
人文科学	哲学入門		2		2	2	
	心理学入門		2		2		
	文学入門		2		2		
	芸術鑑賞入門		2		2		
	芸術表現(美術)		2		2		
	芸術表現(音楽)		2		2		
情報科学	情報リテラシー		2		2	2	
	メディア情報基礎		2		2		
	データサイエンスへの招待—実践編		2		2		
スポーツ・健康科学	生涯スポーツ論		2		2	2	
	健康とからだの科学		2		2		
	健康とこころの科学		2		2		
	健康生活学		2		2		
スポーツ実践演習		2		2	2		
APU教養特別科目	教養留学修得科目		6		6	※1	
	県大エッセンシャル		2		2		
	県大教養ゼミナール			4	4		
計 84科目						計36単位	

※ 必修単位数の28単位を含めて、36単位以上修得しなければならない。

※1 7科目のAPU教養連携・特別科目のうちから2単位を必修とする。

※2 1言語8単位と他の1言語4単位については、留学生に限り、「世界を理解する」科目群以外の科4単位を他の1言語4単位にかえることができる。

※3 留学先の語学授業のレベルに基づき、「外国語科目」および「外国語セミナー」の必修単位として2単位まで算入することができる。

※4 社会福祉学科の学生は、社会福祉入門以外の科目から2単位を履修しなければならない。

別表2 専門教育科目

1 教育発達学科

科目区分	授業科目	設置年次及び単位					必修単位	
		I	II	III	IV	計	小学校教育コース	保育幼児教育コース
学部 共通 科目	教育福祉学基礎論	2				2	2	2
	教育福祉学基礎演習	2				2	2	2
	教育福祉学特殊講義(人間)			2		2	2	2
	教育福祉学特殊講義(社会)			2		2		
	教育発達学(教育)	2				2	2	2
	教育発達学(心理)	2				2	2	2
	教育史 I	2				2	2	6
	教育史 II			2		2		
	特別支援教育論 I			1		1		
	特別支援教育論 II			1		1		
	生涯教育		2			2		
	発達心理学		2			2		
	子ども家庭支援の心理学			2		2		
	社会福祉学概論 I	2				2		
	社会福祉学概論 II			2		2		
	社会福祉事業史	4				4		
	ソーシャルワーク論 I A	2				2	2	6
	ソーシャルワーク論 I B	2				2		
	子ども家庭福祉論 I	2				2		
	障害者福祉論	2				2		
研究法	教育発達学研究法(教育)		2			2	2	2
	教育発達学研究法(心理)		2			2	2	2
	教育発達学研究法(教科教育)		2			2	2	
	教育発達学研究法(保育)		2			2		2
	教育発達統計法		1			1		
	教育原理	2				2	6	6
教育制度論	2				2			
教育課程論		2			2			
学校経営			2		2			
教職入門	2				2			
保育原理	2				2			
社会的養護		2			2			
環境教育論			2		2			
教育心理	教育心理学 I		1			1	2	2
	教育心理学 II		1			1		
	幼児理解と相談支援			2		2	4	4
	教育相談論			2		2		
	青年心理学			2		2		
	障害児心理学		2			2		
教育 指導 法	教育方法	1				1	2	4
	教育におけるICT活用の理論と実践	1				1		
	総合的な学習の時間の指導法				1	1		
	幼児教育方法論			2		2		
	道徳教育論		2			2		
	特別活動論				1	1		
	生徒指導・進路指導とキャリア教育		2			2		
	保育・教育課程論 I		2			2		
	保育・教育課程論 II				2	2		
	幼小連携論			2		2		
教科 指導 論	国語科指導論			2		2		
	社会科指導論		2			2		
	算数科指導論			2		2		
	理科指導論		2			2		
	生活科指導論			2		2		
	音楽科指導論			2		2		
	図画工作科指導論			2		2		
	家庭科指導論			2		2		
	家庭科指導論			2		2		

	体育科指導論		2		2				
	外国語科指導論		2		2				
保育内容論	保育内容論(健康)	2			2				
	保育内容論(人間関係)	2			2				
	保育内容論(環境)		2		2				
	保育内容論(言葉)		2		2				
	保育内容論(表現)		2		2				
	乳児保育Ⅰ		2		2				
	乳児保育Ⅱ		2		2				
	障害児保育		2		2				
	社会的養護内容		2		2				
	子ども家庭支援論		2		2				
	子どもの保健		2		2				
	子どもの健康と安全		2		2				
	子どもの食と栄養		2		2				
	基幹科目	教科研究	国語		2		2		
社会			2			2			
算数			2			2			
理科			2			2			
生活				2		2			
音楽(講義)				2		2			
音楽(実技A)			1			1			
音楽(実技B)			1			1			
図画工作(講義)				2		2			
図画工作(実技A)			1			1			
図画工作(実技B)			1			1			
家庭				2		2			
体育(講義)				2		2			
体育(実技A)					1	1			
体育(実技B)					1	1			
外国語				2		2			
児童文学論				2		2			
原書講読			教育学原書講読(古典)		4		4		
			教育学原書講読(現代)		4		4		
	心理学原書講読(古典)		4		4				
	心理学原書講読(現代)		4		4				
演習	教育発達学演習Ⅰ		4		4	4	4		
	教育発達学演習Ⅱ			4	4	4	4		
展開科目	教育実践研究	教育実習指導(小学校・中学校)		1	1	1			
		教育実習指導(幼稚園)		1		1	1		
		教育実習(小学校・中学校)Ⅰ		2		2			
		教育実習(小学校・中学校)Ⅱ		2		2			
		教育実習(幼稚園)Ⅰ		2		2			
		教育実習(幼稚園)Ⅱ		2		2			
		保育実習指導Ⅰ		2		2			
		保育実習指導Ⅱ(保育所)		1		1			
		保育実習指導Ⅱ(施設)		1		1			
		保育実習Ⅰ(保育所)		2		2	2		
		保育実習Ⅰ(施設)		2		2	2		
		保育実習Ⅱ(保育所)		2		2	2		
		保育実習Ⅱ(施設)		2		2	2		
		教職実践演習			2	2			
		保育・教職実践演習(幼)			2	2			
		特別演習			1	1			
		教育臨床		2		2			
		教育現場学習		2		2			
		サービス・ラーニング		1		1			
		海外研修(海外教育事情)		8		8			
卒業論文			8	8	8	8			
合計(116科目)				237	54	54			

※ 必修単位数の54単位を含めて、88単位以上修得しなければならない

2 社会福祉学科

科目区分	授業科目	設置年次及び単位					必修単位		
		I	II	III	IV	計			
学部共通科目	教育福祉学基礎論	2				2	2		
	教育福祉学基礎演習	2				2	2		
	教育福祉学特殊講義(人間)			2		2	2		
	教育福祉学特殊講義(社会)			2		2			
	社会福祉学概論 I	2				2	2		
	社会福祉学概論 II			2		2	2		
	社会福祉事業史	4				4	6		
	ソーシャルワーク論 I A	2				2			
	ソーシャルワーク論 I B	2				2			
	子ども家庭福祉論 I	2				2			
	障害者福祉論	2				2			
	教育発達学(教育)	2				2			
	教育発達学(心理)	2				2			
	教育史 I	2				2			
	教育史 II			2		2			
	特別支援教育論 I				1	1			
	特別支援教育論 II				1	1			
	生涯教育		2			2			
	発達心理学		2			2			
	子ども家庭支援の心理学			2		2			
社会システム	現代社会論	4				4	10		
	社会調査法 I		2			2			
	社会調査法 II		2			2			
	権利擁護と成年後見			2		2			
	社会保障論		4			4			
	経済学(国際経済を含む)			4		4			
	地域社会学 I			2		2			
	地域社会学 II			2		2			
	家族社会学 I			2		2			
	家族社会学 II			2		2			
	国際法総論			4		4			
	国際関係論			2		2			
	国際政治学			4		4			
	人間理解	心理学概論 I	2					2	6
心理学概論 II		2				2			
臨床心理学 I				2		2			
臨床心理学 II				2		2			
医学概論		2				2			
哲学					2	2			
精神医学			4			4			
精神保健学		4				4			
精神障害リハビリテーション論					2	2			
対人援助		ソーシャルワーク論 II		4			4	8	
	ソーシャルワーク論 III			4		4			
	児童養護論			2		2			
	子ども発達支援論				2	2			
	高齢者福祉論 I		2			2			
	高齢者福祉論 II		2			2			
	公的扶助論	2				2			
	保健医療福祉論			2		2			
	司法福祉論			2		2			
	精神保健福祉原論			4		4			
	精神保健福祉制度論			2		2			
	精神保健福祉支援論				4	4			
	児童養護実践論			2		2			
	ソーシャルワーク演習 I	2				2			
	ソーシャルワーク演習 II		4			4			
	ソーシャルワーク演習 III				4	4			
援助の展開	精神保健福祉演習			6		6	6		
	ソーシャルワーク実習指導 I		2			2			
	ソーシャルワーク実習指導 II			4		4			
	ソーシャルワーク実習 I		2			2			
	ソーシャルワーク実習 II			4		4			
	精神保健福祉実習指導			6		6			
	精神保健福祉実習				4	4			
	基幹科目	地域福祉論		4				4	4
		社会福祉運営管理論			2			2	
		多文化社会論			2			2	
文献講読			4			4			
社会福祉演習 I	社会福祉演習 I			4		4	4		
	社会福祉演習 II				4	4			
教職科目	教科教育法(社会・公民) I		2			2			
	教科教育法(社会・公民) II		2			2			
	教育実習(高等学校) I				2	2			
	教育実習(高等学校) II				2	2			
海外研修(海外社会福祉事情)			8			8			
卒業論文				8		8	8		
合計(77科目)						214	66		

※ 必修単位数の66単位を含めて、88単位以上修得しなければならない。